

## 立川シティハーフマラソン特設店舗募集要項

令和6年1月12日  
一般財団法人 公園財団  
昭和管理センター

■趣 旨 国営昭和記念公園（以下、「公園」という）にて開催される立川シティハーフマラソンにおいて来園者の利便性、満足度向上を図る。

■日 時 令和6年3月10日（日） 8:00～15:00  
※イベント詳細は立川シティハーフマラソン 2024  
URL : <https://tachikawa-half.jp/pages/detail>

■会 場 マラソンコース】立川市内及び国営昭和記念公園  
ゴール】国営昭和記念公園 みんなの原っぱ

■出店形態・台数 キッチンカー 6台予定

### ■出店要件

#### 1. 出店資格

法人格を有しているもの

#### 2. 出店の応募及び決定等

##### (1) 出店応募手続き

応募締め切りまでに、以下に掲げる提出書類を国営昭和記念公園管理センターに提出してください。

提出いただいた書類を基に企業調査を実施することがありますので、ご了承願います。  
また、提出いただいた書類は返却いたしません。

#### 【提出書類】

参加申込書（様式第1号）

会社の概要（様式第2号）

欠格要件なきことの誓約書（様式第3号）

反社会勢力の排除に関する誓約書（様式第4号）

販売商品及び価格一覧（様式第5号）

出店車両情報（様式第6号）

設備及び消火器配置図（様式第7号）

食品包装資材一覧（様式第8号）

生産物賠償責任保険（写し）

(2) 提出締め切り 令和6年1月26日(金) 必着

(3) 提出先 〒190-0014 東京都立川市緑町 3173  
国営昭和記念公園管理センター 収益グループ  
電話 042-528-1866 FAX 042-522-0580

(4) 出店の決定

事業者から提出された書類に基づいて令和6年2月7日(水)までに決定し、申請者に連絡します。

上記、選定により出店をお断りする場合があります。また、いかなる場合があっても選定理由等にお答えいたしません。

出店決定後においても公園の指示に従うことができない場合は出店を取り消します。

### 3. 出店場所及び出店形態、出店料等

- (1) 出店場所 国営昭和記念公園 みんなの原っぱ 6店舗予定
- (2) 出店区画 1店舗あたり約 30 m<sup>2</sup>  
ケータリングカー1台+テント(2.7m×3.6m) 1張
- (3) 出店料 売上高(税込)の25%

### 4. 必要経費等の負担

前述の出店料のほかに、次に掲げる経費等は、すべて出店者の負担とします。

- ① 電気、ガス、水道のインフラ関係
- ② 使用許可部分に係る清掃、廃棄物等の処理経費
- ③ 通信運搬費、消耗品費及びその他運営に関する一切の経費
- ④ 出店者による設備汚損、破損に対する修繕を含む対応経費
- ⑤ 運営にあたり利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費
- ⑥ 使用許可部分に係るセキュリティー経費、商品や現金等に係る各種保険料等
- ⑦ その他、本出店に係るすべての経費
- ⑧ 大会が中止となった場合等の損害経費

### 5. 販売品目・価格

各店舗个性的で独自性の高いお店の顔となるメイン商品を必ず提案してください。

独自性の出せない商品のみの販売は禁止とします。例：たこ焼き、焼きそば、フランクフルト etc

食品表示法、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法等に定められた表示方法・内容を遵守すること。

申請書に記載のない商品の販売は禁止となります。

次のメニューについては容量、価格を統一します。生ビール（16oz）¥700（税込）

ビン類の販売は禁止とします。

そのほか申請いただいたメニューに関しては調整をお願いする場合があります。

#### 6. エコ包材

- ・飲食提供品について、石油由来プラスチック製食品包装資材（使い捨て）の使用を原則禁止とします。ただし、以下の場合に限り、事前申請の上、石油由来プラスチック製の使用を認めます。

【特例 A】バイオプラスチック（バイオマスプラスチック及び生分解性プラスチック）やリサイクル PET などが配合され、環境配慮を目的に製造された製品であることが認められた場合。

【特例 B】ドリンクカップや丼類のフタについて、本体で特例 A が認められた製品の付属のフタが石油由来プラスチック 100%であり、かつ、代用品がないと認められた場合。

- ・申込書にて申請されていない包材を使用することはできません。追加・変更がある場合、必ず事前に出店申込書の別紙を再提出し、管理センターの了解を得た上で使用すること。
- ・営業開始前日、営業中に各店舗の使用包材について現地確認を行います。
- ・エコ包材の取り組みをお客様に周知するため、掲示物を配布しますので、掲示してください。

#### ■設営・撤去

公園の景観に配慮した店舗装飾を行ってください。

車両の後ろ等へ一般利用者が出入りできないようカラーコーン等で囲うこと。

設営、撤去時においても一般利用者が作業エリアに入らないようカラーコーン等で囲い作業すること。また、囲いの外へ物品等が放置されることがないように注意すること。

車両の搬入は前日からかろうとなるが、その際食材の保管や発電機等の稼働はできないこととする。

車両の搬入可能日】仮)

キッチンカーの設置 3月9日（土）17時～18時

3月10日（日）7時～

撤去開始時間】仮) 3月10日（日）15時以降

#### ■その他

基本的な考え方・遵守事項

- ① ホスピタリティと安全管理・衛生管理を重視します。

- ② 食品衛生法や消防法等の関係法令に基づいた法定点検、施設等の品質向上や改善、安全の確保、清潔な環境づくりを行い、食中毒、賞味期限切れ等の食品事故の防止に努めます。
- ③ 販売商品等の問い合わせ、苦情等については、出店者の責任において、迅速に対応するとともに、苦情等については、速やかに当公園に報告するものとする。
- ③ お客様の安全・安心を確保すること。
- ④ 販売商品等の搬入は、通行できる時間帯や経路は本公園の指示に従う。
- ⑤ 従業員は清潔感のある身で接客業務にあたります。(帽子は必須とする。)
- ⑥ 運営に関する権利は、第三者に譲渡又は転貸しは禁止となります。
- ⑦ 商品補充(売り切れ防止等)、金銭管理(つり銭対応含む)など運営に関する維持管理は、出店者が対応すること。
- ⑧ 店舗の周辺を清潔に保ち、公園の美観、衛生環境を損なわないこと。特に販売破棄された容器等を回収するゴミ箱を設置すること。
- ⑨ 店舗内外に出店者や商品販売と関係の無い広告を掲示しないこと。
- ⑩ その他、店舗の運営に関し、本公園の指示ある場合は、速やかに対応すること。
- ⑪ 万が一、大会が中止となった場合における保証等は一切ありません。

#### ■スケジュール(仮)

出店者募集期間	令和6年1月14日(日)から令和6年1月26日(金)
出店者応募締切	令和6年1月26日(金)必着
出店者の決定	令和6年2月7日(水)
覚書の締結	令和6年2月22日(木)まで
搬入	令和6年3月9日(土)17時~18時、3月10日(日)7時~
搬出	令和6年3月10日(日)